

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）	Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）
Ⅲ－１ 経営管理（共通編） （略）	Ⅲ－１ 経営管理（共通編） （略）
Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）	Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編）
Ⅲ－２－１～Ⅲ－２－１３ （略）	Ⅲ－２－１～Ⅲ－２－１３ （略）
（新設）	<p><u>Ⅲ－２－１４ 暗号資産に関する留意事項</u></p> <p><u>暗号資産（資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第２条第５項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）の設計・仕様は様々であるところ、移転記録が公開されず、取引の追跡困難な暗号資産が存在する等、テロ資金供与やマネー・ローンダリングに利用されるリスクが高いものも存在する。また、一般的に、暗号資産は、その価値の裏付けとなる資産等がないため本源的な価値を観念し難く、価格の変動が大きいことを踏まえると、顧客の適合性について慎重に確認する必要がある。加えて、暗号資産の管理については、システムの誤作動やサイバー攻撃などのシステムリスクも存在する。</u></p> <p><u>これらの点を踏まえ、金融商品取引業者等における有価証券の売買その他の取引等に関する暗号資産の取扱いについては、例えば、以下の点に留意して監督を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、金融商品取引業者等が金融商品取引に関し顧客から預託を受けた暗号資産を管理する場合には、資金決済法第 63 条の 2 の登録が必要であることに留意する。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>(1) <u>暗号資産の特性等を踏まえたリスクの特定・評価・低減</u></p> <p><u>暗号資産の特性及び自己の業務体制に照らして、投資者の保護又は金融商品取引業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる暗号資産等（金商法第 185 条の 23 第 1 項に規定する暗号資産等をいう。以下同じ。）を取引の対象としないため、例えば下記のような措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>新たな暗号資産等を取引の対象とするに当たっては、当該暗号資産等を取引の対象とすることにより生じ得るリスク（以下「取引リスク」という。）を特定・評価し、顧客保護及び業務の適正かつ確実な遂行の観点から、当該暗号資産等を取引の対象とすることの可否を的確に審査する態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>既に取り引の対象となっている暗号資産等に関し、定期的に取り引リスクの内容を見直した上で、必要に応じ、当該暗号資産等の取引対象の可否を改めて審査することとしているか。</u></p> <p>③ <u>暗号資産等を新たに取引の対象とする場合には、当該暗号資産等の取引対象の可否に係る審査結果を踏まえ、取締役会の承認を得るなど組織的に決定をしているか。</u></p> <p>④ <u>暗号資産等の取引対象の適否を審査する部門は、営業部門から独立させた上で、専門的知見を有する人材を配置するなど、取引リスクを適切に検証できる体制を整備しているか。</u></p> <p>(2) <u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応</u></p> <p><u>取り扱う暗号資産の範囲については、当該暗号資産がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれ等を踏まえ、慎重に判断することとしているか。例えば、移転記録の追跡が著しく困難である暗</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>号資産については、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが特に高いことから、有価証券の売買その他の取引等の対価として受領したり、当該暗号資産による配当等が行われる有価証券を取り扱ったりすることがないよう留意する。</u></p> <p><u>また、暗号資産を対価とする有価証券の売買その他の取引等を行う場合、Ⅲ－２－６及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、暗号資産を取り扱うことに伴うマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを実効的に低減する態勢が構築されるとともに、当該取引が疑わしい取引に該当するおそれがないか、適切に確認が行われているか。特に、取引の相手方の属性や暗号資産の管理方法等に関し、取引の相手方が暗号資産の真の保有者であることについて疑わしい点がないかを適切に検討の上、届出の必要性の判断が行われているか。</u></p> <p><u>さらに、暗号資産の発行者、管理者その他の関係者が制裁対象者及び反社会的勢力等に該当しないかの確認が適切に行われる態勢にあるか。</u></p> <p>(3) 勧誘・説明態勢</p> <p>① 暗号資産関連業務に関する留意点</p> <p><u>金融商品取引業者が、金商法第 43 条の 6 及び金商業等府令第 146 条の 3 に規定する暗号資産関連業務を行うときは、金商業等府令第 146 条の 4 に規定する事項について、書面を交付する等して適切に説明を行っているか留意するものとする。</u></p> <p><u>このうち、金商業等府令第 146 条の 4 第 2 項第 4 号に規定する「暗号資産の概要及び特性」及び同項第 5 号に規定する「暗号資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項」としては、例えば、以下の事項が考えられる。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>イ. <u>暗号資産の主な用途</u></p> <p>ロ. <u>暗号資産の保有又は移転の仕組みに関する事項</u></p> <p>ハ. <u>暗号資産の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限</u></p> <p>ニ. <u>暗号資産の流通状況</u></p> <p>ホ. <u>暗号資産に内在するリスク</u></p> <p>また、<u>金商法第 43 条の 6 第 2 項に定める「暗号資産の性質…についてその顧客を誤認させるような表示」として、例えば、以下の事項が考えられる。</u></p> <p>イ. <u>暗号資産の価格変動を理由に損失が発生するおそれがあるにも関わらず、これを誤認させるような表示</u></p> <p>ロ. <u>暗号資産の仕組み上、一定の期間、移転が制限されるにもかかわらず、これを誤認させるような表示</u></p> <p>ハ. <u>暗号資産の発行者の財務状況や発行者の行う事業の進捗状況等に関して、顧客を誤認させるような表示</u></p> <p>② <u>有価証券の売買その他の取引等に関して、顧客が暗号資産を配当や対価として受け取ること等が予定される場合には、暗号資産に関する顧客の知識や取引経験を確認する等して適合性を確認するとともに、暗号資産の仕組みや性質、価格変動リスク等に関して上記①も踏まえ適切に説明を行っているか留意するものとする。</u></p> <p>(4) <u>財務の健全性の確保</u></p> <p><u>第一種金融商品取引業者が暗号資産の保有等をする場合は、上記(1)から(3)までに記載の点に加えて、その価格変動リスク等が財務の健全性に与える影響についても検証する必要があることから、当該</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編） （略）</p> <p>Ⅳ．監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>Ⅳ－１ （略）</p> <p>Ⅳ－２ 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>Ⅳ－２－１ 自己資本規制比率の正確性 自己資本規制比率の算出の正確性については、金商法第 46 条の 6 第 1 項及び金商業等府令等の規定を十分に踏まえ、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>（１）～（４） （略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>暗号資産の特性のほか、当該暗号資産の保有等に係る業務の内容・特性・規模等に照らして、Ⅳ－２に基づいて、当該暗号資産の保有等に伴う各種リスクを適時かつ的確に把握し、当該リスクを適切に管理するなど財務の健全性の確保のための必要な態勢を構築しているか。</u></p> <p>Ⅲ－３ 諸手続（共通編） （略）</p> <p>Ⅳ．監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>Ⅳ－１ （略）</p> <p>Ⅳ－２ 財務の健全性等（第一種金融商品取引業）</p> <p>Ⅳ－２－１ 自己資本規制比率の正確性 自己資本規制比率の算出の正確性については、金商法第 46 条の 6 第 1 項及び金商業等府令等の規定を十分に踏まえ、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>（１）～（４） （略）</p> <p><u>（５）暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の基礎的リスク相当額について</u></p> <p><u>暗号資産及び電子記録移転有価証券表示権利等の保有又は管理をするにあたっては、上記（３）①から③までに記載の点に加え、特にインターネットに接続された状態で秘密鍵が管理されている暗号資産及び電子</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>IV-2-2~IV-2-6 (略)</p> <p>IV-3 業務の適切性 (第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-3-1、IV-3-2 (略)</p> <p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-3-1 法令等遵守態勢</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>記録移転有価証券表示権利等については流出リスクが存在することに鑑み、当該リスクに係る基礎的リスク相当額を適切に把握する必要があるため、かかる基礎的リスク相当額について、毎営業日、把握しているか。</u></p> <p>IV-2-2~IV-2-6 (略)</p> <p>IV-3 業務の適切性 (第一種金融商品取引業)</p> <p>IV-3-1、IV-3-2 (略)</p> <p>IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性</p> <p>IV-3-3-1 法令等遵守態勢</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p><u>(3) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引等業者の区分管理に係る留意事項</u> <u>店頭デリバティブ取引業者が暗号資産関連店頭デリバティブ取引等</u> <u>(金商業等府令第143条第4項第2号に掲げる行為をいう。以下同じ。)</u> <u>に係る金銭その他の保証金を管理するにあたっての留意事項は、IV-3</u> <u>-3-1(1)に準ずるほか、委託証拠金その他の保証金の全部又は一</u> <u>部として暗号資産を代用(以下「代用暗号資産」という。)する場合</u> <u>には、当該暗号資産を毎営業日、時価評価の上、金融商品取引業協会の規</u> <u>則の定めに従って、その代用価格を適切に算定することに留意するもの</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) 監督手法・対応</p> <p>① 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等及び有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る金銭その他保証金の管理の状況の適切性を確認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、原則として週1回、信託銀行発行の残高証明書等の信託残高を疎明する資料及びこれに対応する計算日における管理必要額を算出した書面の提出を求めることとする。</p> <p>② 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等及び有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る金銭その他保証金の管理の状況の適切性を確</p>	<p>とする。</p> <p><u>(注1) 業として暗号資産関連店頭デリバティブ取引（金商法第185条の24第1項に規定する取引をいう。）を行う者を相手方として、当該取引を行う者であっても、原則として第一種金融商品取引業の登録を要する。もつとも、外国の法令に準拠し、外国において暗号資産関連店頭デリバティブ取引業を行う者が外国から暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行う場合であって、金融商品取引業者のうち暗号資産関連店頭デリバティブ取引を業として行う者とカバー取引を行う場合には登録を要しないことに留意する。</u></p> <p><u>(注2) 委託証拠金その他の保証金の全部又は一部として暗号資産を代用する場合において、顧客から当該暗号資産の預託を受ける行為は、資金決済法第2条第7項第4号に規定する「他人のために暗号資産の管理をすること」に該当し、暗号資産交換業の登録が必要となり得ることに留意する。</u></p> <p>(4) 監督手法・対応</p> <p>① 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等、<u>有価証券関連店頭デリバティブ取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引等</u>に係る金銭その他保証金の管理の状況の適切性を確認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、原則として週1回、信託銀行発行の残高証明書等の信託残高を疎明する資料及びこれに対応する計算日における管理必要額を算出した書面<u>その他保証金の管理の状況を確認できる資料</u>の提出を求めることとする。</p> <p>② 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引等、<u>有価証券関連店頭デリバティブ取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引等</u>に係る金銭</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めることとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 店頭デリバティブ取引の勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布に係る留意事項</p> <p>店頭デリバティブ取引業者が、店頭デリバティブ取引を行うときには、日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び金融先物取引業協会「金融先物取引業務取扱規則」を踏まえ、①不招請勧誘規制の適用関係、②リスクに関する注意喚起、③トラブルが生じた場合の指定ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書（注意喚起文書）を配布し、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているか。また、その実施状況を適切に確認できる態勢となっているか。</p> <p>(注) 金融商品取引業者が、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合についても、準じた取扱いとしているかに留意するものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>その他保証金の管理の状況の適切性を確認するため、店頭デリバティブ取引業者に対し、定期的に又は必要に応じて、外部監査又は内部監査の状況の報告を求めることとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>IV-3-3-2 勧誘・説明態勢</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 店頭デリバティブ取引の勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布に係る留意事項</p> <p>店頭デリバティブ取引業者が、店頭デリバティブ取引を行うときには、日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び金融先物取引業協会「金融先物取引業務取扱規則」<u>その他の金融商品取引業協会の規則</u>を踏まえ、①不招請勧誘規制の適用関係、②リスクに関する注意喚起、③トラブルが生じた場合の指定ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書（注意喚起文書）を配布し、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているか。また、その実施状況を適切に確認できる態勢となっているか。</p> <p>(注) 金融商品取引業者が、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売を行う場合についても、準じた取扱いとしているかに留意するものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p>(7) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項</p> <p><u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者が、顧客に対して行う説明事項に係る留意事項は、Ⅲ-2-14(3)①、Ⅳ-3-3-2(4)に準じるほか、以下の点とする。</u></p> <p>① <u>金商業等府令第146条の4第2項第1号に規定するとおり、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取扱いにあたっては、顧客に対し、暗号資産が法定通貨ではないことについて説明が求められる。特に、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者が通貨関連店頭デリバティブ取引を併せ営むような場合には、暗号資産関連店頭デリバティブ取引と通貨関連店頭デリバティブ取引とが、顧客において明確に区別して認識されるよう、取引の方法等も含めて検討を行うものとする。</u></p> <p>② <u>金商業等府令第117条第1項第41号に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、第78条第5号から第7号まで又は第13号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為」として、例えば、以下のものが考えられる。</u></p> <p>イ. <u>偏った分析結果を利用して、暗号資産の価格の推移を予測する行為</u></p> <p>ロ. <u>金融商品取引業者が取引の対象とする暗号資産であることを理由に、当該暗号資産が安全かつリスクが低い旨の表示を行う行為</u></p> <p>ハ. <u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引業の登録を受けた者であることを理由に、財務状況等が健全である旨の表示を行う行為</u></p> <p>③ <u>金商業等府令第146条の4第2項第4号に規定する「暗号資産の概要及び特性」及び同項第5号に規定する「暗号資産の性質に関し顧客の注意を喚起すべき事項」としては、金融商品取引業協会が公表する暗号資産の概要説明書記載の内容等も参考として、Ⅲ-2-14(3)①に規</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(7) 契約締結前の書面交付に係る留意事項 (略)</p> <p>(8) 委託証拠金その他の保証金の受領に係る書面交付に係る留意事項 (略)</p> <p>(9) 不招請勧誘の禁止規定に係る留意事項</p> <p>店頭金融先物取引の勧誘においては、過去に、一部において、電話や戸別訪問による勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展した経緯がある。これを踏まえ、金商法第38条第4号において、店頭デリバティブ取引業者又はその役員若しくは使用人が、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引以外のものである場合にあっては、個人である顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引に限る。以下(9)において同じ。）に係る契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭デリバティブ取引に係る契約の締結の勧誘をする行為（いわゆる「不招請勧誘」）が禁止されている。</p> <p>一方、金商業等府令第116条の規定により、継続的取引関係にある顧客に対して店頭デリバティブ取引に係る契約の締結を勧誘する行為、並びに外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために店頭金融商品取引契約の締結を勧誘する行為は認められている。</p>	<p><u>定する事項を含めた説明を行うものとする。</u></p> <p>(8) 契約締結前の書面交付に係る留意事項 (略)</p> <p>(9) 委託証拠金その他の保証金の受領に係る書面交付に係る留意事項 (略)</p> <p>(10) 不招請勧誘の禁止規定に係る留意事項</p> <p>店頭金融先物取引の勧誘においては、過去に、一部において、電話や戸別訪問による勧誘を受け、リスクや取引の仕組みなどについて十分に理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展した経緯がある。これを踏まえ、金商法第38条第4号において、店頭デリバティブ取引業者又はその役員若しくは使用人が、店頭デリバティブ取引（店頭金融先物取引及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引以外のものである場合にあっては、個人である顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引に限る。以下(10)において同じ。）に係る契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭デリバティブ取引に係る契約の締結の勧誘をする行為（いわゆる「不招請勧誘」）が禁止されている。</p> <p>一方、金商業等府令第116条の規定により、継続的取引関係にある顧客に対して店頭デリバティブ取引に係る契約の締結を勧誘する行為、並びに外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する勧誘であって、当該法人が保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺するために店頭金融商品取引契約の締結を勧誘する行為は認められている。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>こうした取扱いを確保するため、店頭デリバティブ取引業者は、顧客からの招請状況等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、顧客からの招請状況を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p>① 不招請勧誘への該当性</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 金商業等府令第116条第1項第1号に規定する「未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者」、同項第4号に規定する「未決済の有価証券関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者」及び同項第5号に規定する「未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者」には、権利行使期間が満了していないオプションを有する者を含む。</p> <p>ハ. (略)</p> <p>② (略)</p> <p><u>(10) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の勧誘に係る留意事項（合理的根拠適合性・勧誘開始基準）</u> (略)</p> <p><u>(11) 監督手法・対応</u> (略)</p> <p>IV-3-3-3 取引一任契約等 (略)</p> <p>IV-3-3-4 業務執行態勢</p>	<p>こうした取扱いを確保するため、店頭デリバティブ取引業者は、顧客からの招請状況等に則した適正な勧誘の履行を確保する観点から、顧客からの招請状況を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して監督するものとする。</p> <p>① 不招請勧誘への該当性</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 金商業等府令第116条第1項第1号に規定する「未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者」、<u>同項第2号の2に規定する「未決済の暗号資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者」</u>、同項第4号に規定する「未決済の有価証券関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者」及び同項第5号に規定する「未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者」には、権利行使期間が満了していないオプションを有する者を含む。</p> <p>ハ. (略)</p> <p>② (略)</p> <p><u>(11) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の勧誘に係る留意事項（合理的根拠適合性・勧誘開始基準）</u> (略)</p> <p><u>(12) 監督手法・対応</u> (略)</p> <p>IV-3-3-3 取引一任契約等 (略)</p> <p>IV-3-3-4 業務執行態勢</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る留意事項</p> <p><u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る留意事項は、以下の点のほか、Ⅲ-2-14(1)に準ずるものとする。</u></p> <p>① <u>顧客の暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る注文の動向若しくは内容又は同取引の状況その他の事情に応じ、金商法第185条の22第1項、第185条の23第1項又は第185条の24第1項若しくは第2項に違反していないかどうかを審査し、違反する疑いがあると認めるときは当該顧客との間の暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る取引の停止等を行う措置その他の暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る不公正な行為の防止を図るために必要な措置として、例えば、以下のような措置を講じているか。</u></p> <p><u>(注)「暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る不公正な行為」には、自己又は第三者の利益を図ることを目的として、当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者の取り扱う若しくは新規に取り扱おうとする暗号資産又は当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者に関する下記②記載の情報を利用した行為を含む。</u></p> <p>イ. <u>取引審査体制の構築</u></p> <p><u>社内規則等において取引審査を実施するために必要な手続を定め、取引審査の担当部門を設置するなど、顧客による不公正な行為を防止するための必要な体制を構築しているか。</u></p> <p>ロ. <u>顧客の取引動向の的確な把握及び管理の徹底</u></p> <p><u>a. 取引対象となる暗号資産等の種類、取引手法・形態等の取引動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し、当該取扱方法に</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の取引動機等の的確な把握を行っているか。</u></p> <p>b. <u>内部管理部門においては、当該取扱方法について、役職員に周知・徹底を図るとともに、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する態勢を整備しているか。</u></p> <p>c. <u>顧客が仮名口座を利用しているおそれがあると認識した場合に、実取引者の解明に努めるとともに、特に注意してモニタリングを行うこととしているか。</u></p> <p>ハ. <u>取引審査基準の策定及びその効果的活用</u></p> <p>a. <u>顧客の取引の公正性を確保するため、暗号資産等の種類毎に、その騰落率、取引状況、顧客の取引態様等を勘案した具体的な抽出基準を策定し、当該基準に基づく適正な抽出を行っているか。</u></p> <p>b. <u>抽出した暗号資産等について、具体的な審査基準を策定し、相場操縦等の不公正取引を排除するために必要な措置（例えば、顧客等に対する照会、注意喚起、取引停止等）を講ずる等適切な取引管理を行っているか。</u></p> <p>c. <u>内部管理部門においては、抽出基準、審査基準及び措置状況について、適時、実態との整合性の検証を行い、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する態勢を整備しているか。</u></p> <p>② <u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引の対象とする若しくは新規に取引の対象としようとする暗号資産等又は暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者に関する重要な情報であって、顧客の同取引に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（注）について、例えば、以下のような措置を講じているか。</u></p> <p><u>（注）これに該当し得るものとして、例えば、以下の情報が考えられ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>る。ただし、当該暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除く。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>当該暗号資産等に使用されるブロックチェーンの分岐その他の暗号資産等に用いられる技術的仕様の変更その他の当該暗号資産等の機能、効用又は計画に関する重要な変更</u> ・ <u>当該暗号資産等の発行者等の破産手続、特別清算手続、民事再生手続又は会社更生手続その他これに類する倒産手続の開始その他の当該暗号資産の仕様等を決定し得る者又は団体の業務の運営又は財産の状況の重大な変化</u> ・ <u>当該暗号資産等の取扱いが開始される又は廃止される旨の決定、当該暗号資産の価格に重大な影響を及ぼす程度に大規模な取引の受注を受けた事実の発生その他の当該暗号資産等の価格又は流動性に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生</u> ・ <u>金融商品取引業の遂行に重大な支障を及ぼすセキュリティインシデントの発生、倒産手続の開始その他の自己の金融商品取引業に係る業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼす事項の決定又は発生</u> <p><u>イ. 社内規則等において、当該情報に該当し得る情報の類型や範囲を定めているか。</u></p> <p><u>ロ. 当該情報を管理する部門を独立して設置の上、当該情報を適切に管理するための体制が講じられているか。</u></p> <p><u>ハ. 役職員が当該情報を取得した場合に、業務上必要な範囲を超えて当該情報が第三者に伝達されることを防止する体制が講じられているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(3) 電子取引基盤運営業務に係る留意事項 (略)</p> <p>(4) 特定通貨関連店頭デリバティブ取引における取引データの保存・報告に係る留意事項</p> <p>(5) 監督手法・対応 (略)</p> <p>IV-3-3-5、IV-3-3-6 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(4) 電子取引基盤運営業務に係る留意事項 (略)</p> <p>(5) 特定通貨関連店頭デリバティブ取引における取引データの保存・報告に係る留意事項</p> <p>(6) 監督手法・対応 (略)</p> <p>IV-3-3-5、IV-3-3-6 (略)</p> <p>IV-3-3-7 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢 <u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係るリスク管理態勢の整備及び業務運営の遂行については、下記の留意事項のほか、IV-3-3-5(1)から(5)まで及び(8)の各規定に準ずるものとする。</u></p> <p>(1) 顧客及びカバー取引相手方との取引に係る留意事項</p> <p>① 顧客から、委託証拠金その他の保証金の全部又一部として、代用暗号資産の預託を受ける場合には、<u>当該代用暗号資産の価格変動リスクを踏まえつつ、必要額を上回るだけの十分な数量の暗号資産を預託させることとしているか。</u></p> <p>② カバー取引相手方に対して、<u>暗号資産を預託する場合には、IV-3-5-4(3)により整備された態勢に基づき、当該カバー取引相手方に対する審査を行うほか、当該カバー取引相手方が、預託した暗号資産が外部に流出することがないように適切に管理していることを確認しているか。</u></p> <p>(2) 法人向けの特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引 (金商業等府令第</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>117条第1項第49号に規定する特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引をいう。)の暗号資産リスク想定比率に係る留意事項</p> <p>① 暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第117条第51項及び第52項に規定する暗号資産リスク想定比率の算出を自社で行う場合</p> <p>イ. 正確性及び合理性が確保されたモデル(「特定暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る暗号資産リスク想定比率の算出方法を定める件」に定める定量的計算モデルをいう。以下(2)において同じ。)を構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき暗号資産リスク想定比率を算出する態勢を整備しているか。</p> <p>ロ. モデルを用いて算出した暗号資産リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているか。</p> <p>② 暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者が、金商業等府令第117条第51項及び第52項に規定する暗号資産リスク想定比率の算出を外部委託等する場合</p> <p>イ. 外部委託先が、正確性及び合理性が確保されたモデルを構築するとともに、合理的な方法により継続して算出したデータに基づき暗号資産リスク想定比率を算出する態勢を整備しているかをモニタリングしているか。</p> <p>ロ. 外部委託先が、モデルを用いて算出した暗号資産リスク想定比率について、算出の都度及び事後的に検証するとともに、必要に応じてモデルの見直しを行うための態勢を整備しているかをモニタリングしているか。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>IV-3-4 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>ハ、上記イ及びロの業務の一部又は全部について、二段階以上の委託が行われた場合には、外部委託先が再委託先に対して十分なモニタリングを行っているかを確認しているか。また、必要に応じ、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者が再委託先に対して、直接モニタリングを行っているか。</u></p> <p><u>ニ、金融商品取引業協会が暗号資産リスク想定比率の算出・公表を行う場合（当該協会が当該比率の算出・公表の一部又は全部を委託する場合を含む。）であって、暗号資産関連店頭デリバティブ取引業者が当該比率を利用する場合には、当該比率を正確かつ継続的に利用するための態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>（注）なお、上記ニの場合には、監督当局が当該協会に対して、適切な業務運営がなされているか、検証するものとする。</u></p> <p>IV-3-4 (略)</p> <p><u>IV-3-5 電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性</u></p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等（金商業等府令第1条第4項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。）を取り扱う金融商品取引業者については、電子記録移転有価証券表示権利等の設計の自由度の高さやその流通性に鑑みて、投資者保護の観点から適切に態勢整備を行うことが求められる。当該業者に対しては、IV-3-1に加え、以下で示す留意点を踏まえて監督するものとする。</u></p> <p><u>なお、電子記録移転権利（金商法第2条第3項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。）は、資金決済法第2条第5項に規定するとおり</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>暗号資産には該当しないが、例えば、電子記録移転権利が物品の購入や役務の提供に関する代価の弁済のために用いられる機能を併せもつような場合においては、当該電子記録移転権利の流通や管理等に関して、適宜、事務ガイドライン（第三分冊：16 暗号資産交換業者関係）を参照する等して、態勢整備の状況を検証するものとする。</u></p> <p><u>（注）金融商品取引業者が電子募集取扱業務を行う場合にあっては、IV－3－4もあわせて参照する。</u></p> <p><u>IV－3－5－1 法令等遵守態勢</u></p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ－2－1における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルールの遵守状況も含め幅広い検証を行うこととする。</u></p> <p><u>IV－3－5－2 勧誘・説明態勢</u></p> <p><u>（1）適合性原則</u></p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等は、社債、株式等の振替に関する法律の定める振替機関によらずに、その権利が電子情報処理組織を用いて移転し、電子的方法により記録されるという特徴を有している。かかる仕組みは、上場されていない有価証券にも流通性を付与することが可能となる一方で、その権利等の保有、移転や決済等に関して、通常の有価証券とは異なるリスクが存在し得る。このため、金融商品取引業者において、適合性の観点から、次に掲げる事項について留意して電子記録移</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>転有価証券表示権利等の取扱いがなされているか、検証を行うものとする。</u></p> <p>① <u>金融商品取引業者が取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等に用いられるブロックチェーン等のネットワークに係るリスクについて、その重要性に鑑みて、必要に応じて専門家による検証を経る等、適切な審査が継続的に実施されているか。</u></p> <p>② <u>顧客と電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引を行うにあたっては、取引開始基準を適切に定めているか。また、当該基準は、顧客の投資経験や財産の状況のみならず、電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有や移転の仕組み、これに起因するリスクに関する理解度、同様の仕組みを用いた商品の取引経験等についても考慮した基準となっているか。</u></p> <p>(2) <u>広告等に係る留意事項</u></p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等に関する金融商品取引行為について広告等をする場合にあつては、金商業等府令第78条第12号に規定する事項について、不適切な表示を行うことが禁止されるが、「著しく事実と相違する表示」又は「著しく人を誤認させるような表示」としては、例えば、以下のような表示が考えられる。</u></p> <p>① <u>電子記録移転有価証券表示権利等の取引数量若しくは価格の推移に関して、損失が発生するおそれがあるにも関わらず、これを誤認させるような表示</u></p> <p>② <u>電子記録移転有価証券表示権利等の仕組み上、一定の期間、移転が制限されるにもかかわらず、これを誤認させるような表示</u></p> <p>③ <u>電子記録移転有価証券表示権利等の発行者の財務状況や発行者の行</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>う事業の進捗状況等に関して、投資者を誤認させるような表示</u></p> <p>(3) <u>電子記録移転有価証券表示権利等の説明に係る留意事項</u></p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面においては、金商業等府令第 83 条第 1 項第 7 号に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等の概要や顧客の注意を喚起すべき事項を記載することが求められている。</u></p> <p><u>例えば、電子記録移転有価証券表示権利等の概要の説明に関しては、技術的な説明を伴う場合には図を用いる等して投資者に分かりやすく記載することが望まれる。また、電子記録移転有価証券表示権利等の仕組みに関し、権利の保有及び移転の方法等（権利移転に係る合意の成立、決済、対抗要件の具備の方法等を含むがこれらに限られない。）について、通常の有価証券とは異なるリスク等が存在する場合にはこれを適切に説明することが求められる点に留意する。</u></p> <p><u>IV-3-5-3 業務管理体制に係る留意事項</u></p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等を電子申込型電子募集取扱業務等により取り扱う場合には、上記IV-3-4-3-1記載のとおり、金商業等府令第 70 条の 2 第 2 項第 2 号から第 7 号までに規定する業務管理体制を整備する必要がある。このうち、電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いに係る審査（同項第 3 号）においては、「電子申込型電子募集取扱業務等の対象とすることの適否の判断に資する事項」として、上記IV-3-4-3-1（1）の点に加えて、例えば、電子記録移転有価証券表示権利等の仕組みに関し、その保有や移転の方法等（権利移転に係る合意の成立、決済、対抗要件の具備の方法等を含むがこれらに限られない。）について投</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>資者に重大なリスク等が生じるおそれがないかの審査が適切に行われているか検証を行うものとする。また、電子記録移転有価証券表示権利等に利用されるブロックチェーン等のネットワークに係るリスクについては、その重要性に鑑みて、必要に応じて専門家による検証を経る等、適切な審査が継続的に実施されているか留意する。</u></p> <p><u>IV-3-5-4 取引時確認等の措置</u></p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引は、一般的に取引が非対面により行われる点や、振替機関によらずにその権利を電子的に移転できる点等に特徴を有する。かかる取引の性質等を踏まえれば、テロ資金供与やマネー・ロンダリングを防止する観点からは特に留意すべきであって、上記Ⅲ-2-6及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに記載の点に加えて、例えば、以下の点について検証を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 電子記録移転有価証券表示権利等の特性等を踏まえたリスクの特定・評価・低減</u></p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等の仕組み（発行者、管理者その他の関係者や当該電子記録移転有価証券表示権利等の出資対象事業や裏付資産の内容等を含む。）、流通状況及び当該電子記録移転有価証券表示権利等に使用される技術その他当該電子記録移転有価証券表示権利等の特性を踏まえ、電子記録移転有価証券表示権利等のリスクの特定・評価が行われ、下記（2）の措置を含め、当該リスクを適切に低減するための内部管理態勢が整備されているか。また、これらについて定期的な検証及び見直しを実施されているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>(2) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応</p> <p><u>取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等の範囲については、当該電子記録移転有価証券表示権利等がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれ等を踏まえ、慎重に判断することとしているか。例えば、移転記録の追跡が著しく困難である電子記録移転有価証券表示権利等については、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に利用されるおそれが特に高いことから、売買その他の取引をすることがないよう留意する。</u></p> <p><u>また、電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引を行う場合、Ⅲ－２－６及びマネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱うことに伴うマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスクを実効的に低減する態勢が構築されるとともに、当該取引が疑わしい取引に該当するおそれがないか、適切に確認が行われているか。特に、取引の相手方の属性や電子記録移転有価証券表示権利等の管理方法等に関し、取引の相手方が電子記録移転有価証券表示権利等の真の保有者であることについて疑わしい点がないかを適切に検討の上、届出の必要性の判断が行われているか。</u></p> <p>(3) 金融商品取引業者間での取引に係る留意事項</p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引を他の金融商品取引業者及び外国金融商品取引業者との間で行う場合や、自社が開発したシステムを他の金融商品取引業者及び外国金融商品取引業者が使用することを許諾する場合には、マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下の態勢が整備されているか。</u></p> <p>① 取引の相手方の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ロー</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>ンダリングを防止するための体制整備の状況及び国外の事業者については現地における監督当局の当該事業者に対する監督体制等について情報収集し、当該取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリングに利用されるリスクを適正に評価すること。さらに、これを定期的に見直すほか、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと。</u></p> <p>② <u>統括管理者による承認を含め、取引の相手方との間の取引に係る契約の締結・継続を適切に審査・判断するなど、適切なリスク低減措置を講じること。</u></p> <p>③ <u>テロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する取引の相手方との間の責任・役割分担について、文書化する等して明確化すること。</u></p> <p>(4) <u>業務の提携先等に係る留意事項</u></p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引に関して、他社との提携や業務の一部を委託する場合には、マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに基づき、以下の態勢が整備されているか。なお、当該提携先及び委託先（以下「提携先等」という。）が犯収法第2条第2項に定める特定事業者である場合には、上記（3）に掲げる事項を参照のこと。</u></p> <p>① <u>提携先等の顧客基盤、業務内容、テロ資金供与やマネー・ローンダリングを防止するための体制整備の状況について情報収集し、提携先等のテロ資金供与やマネー・ローンダリングに利用されるリスクを適正に評価すること。さらに、これを定期的に見直すほか、テロ資金供</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>与及びマネー・ローンダリング対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等</u>に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと。</p> <p>② <u>提携先等との契約の締結・継続を適切に審査・判断するなど、適切なリスク低減措置を講じること。</u></p> <p>③ <u>提携先等とのテロ資金供与やマネー・ローンダリングの防止に関する責任分担について文書化する等して明確にすること。</u></p> <p>IV-3-5-5 システムリスク管理態勢</p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引にあたっては、その業務の性質上、インターネットを前提とする高度・複雑な情報システムを有していることが多く、また、電子記録移転有価証券表示権利等はブロックチェーン等に電子的に記録されネットワークで移転できる財産的価値に表示されるものであるため、日々手口が高度化するサイバー攻撃により重要情報に対する不正アクセス、漏えい等のリスクが大きくなっている。また、金融商品取引業者においてこれらの業務を第三者に委託することや、複数の金融商品取引業者が共同して設計・開発した共通のネットワークを利用する場合も考えられる。このような場合においては、上記Ⅲ-2-8（1）記載の点に加えて、例えば、以下の点について検証を行うものとする。</u></p> <p>(1) システムリスク管理態勢、システムリスク評価</p> <p>① <u>システムリスク管理の基本方針には、セキュリティポリシー（組織の情報資産を適切に保護するための基本方針）及び外部委託先に関する方針が含まれているか。</u></p> <p>② <u>システムリスク管理態勢については、システム障害等の把握・分</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>析、リスク管理の実施結果や技術進展等に応じて、不断に見直しを実施しているか。</u></p> <p><u>(注) システムリスク管理態勢については、定期的に第三者（外部機関）からの評価を受けることが望ましい。</u></p> <p>③ <u>システム部門は、洗い出したリスクへの対策後の残存リスクを評価し、取締役会に報告をしているか。</u></p> <p><u>なお、システムリスクには、以下のようなものを含めているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>外部サービスを利用することによって生じるリスク</u> ・ <u>API の公開・提供・接続等を実施することによって生じるリスク等</u> <p><u>(2) サイバーセキュリティ管理</u></p> <p>① <u>サイバー攻撃を受けた場合の影響範囲の確認や原因究明のためにログ保全やイメージコピー取得など事後調査（フォレンジック調査）に備えた手順を整備しているか。</u></p> <p>② <u>脆弱性及び脅威情報の定期的な情報収集・分析・対応手順を明確に定め、組織的に実施しているか。また、国内外でサイバーセキュリティ侵害事案が発生した場合には、適宜リスク評価を行っているか。</u></p> <p><u>(3) システム企画・開発・運用管理</u></p> <p>① <u>システム開発工程に従い、設計／開発に関わるドキュメントやプログラムの作成について規程を策定しているか。なお、システム設計／開発段階では、以下のようなセキュリティに係わる事項を含めること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>具体的なセキュリティ要件を明確化すること</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>セキュアコーディングの実施など脆弱なポイントが生じないように対策を行うこと 等</u> ② <u>以下のような内容を含む品質管理についての規程および手順書が策定されているか。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>レビューを実施し、記録を残すこと</u> ・ <u>各工程の完了基準を策定し、評価をすること</u> ・ <u>性能設計を十分なものとし、システムキャパシティ、パフォーマンスの上限値を管理すること</u> ・ <u>システム開発時に限界値把握をすること 等</u> ③ <u>システム変更に係る規程が定められているか。また、システム変更に係るドキュメントの作成、責任者による承認が行なわれているか。</u> ④ <u>以下のような点を考慮し、システム運用管理規程および手順書が策定されているか。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>監視設定において検知時の問題を効率的に切り分ける仕組み</u> ・ <u>監視にかかわるエスカレーションルールの統一化</u> ・ <u>作業プロセスに、記録・承認・点検の組み込み</u> ・ <u>システムの運用管理に係る業務の実施状況を文書にて記録し保管等</u> ⑤ <u>システム構成の管理の目的及び方針、適用範囲を定めているか。</u> <u>また、以下のような点について、構成の把握を行い、管理の有効性を確認しているか。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>物理資源（ハードウェア、ネットワーク、サーバー、PC 等）</u> ・ <u>論理資源（ライセンス、ソフトウェア、接続構成 等）</u> ・ <u>クラウドサービス、第三者への委託業務 等</u> ⑥ <u>現行システムの仕組みに精通し、システム企画・開発・運用管理に</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>ついて専門性を持った人材を確保しているか。</u></p> <p>(4) <u>外部委託管理</u></p> <p>① <u>クラウドサービスなど外部サービスを利用する場合には、利用するサービスに応じたリスクを検討し、対策を講じているか。</u> <u>例えば、以下のような点を実施しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>重要なデータを処理・保存する拠点の把握</u> ・ <u>監査権限・モニタリング権限等の契約書への反映</u> ・ <u>保証報告書の入手・評価 等</u> <p>② <u>システムに係る外部委託業務（二段階以上の委託を含む。）について、外部委託先任せにならないように、例えば委託元として要員を配置するなどの必要な措置を講じているか。また、外部委託先が複数の場合、管理業務が複雑化することから、より高度なリスク管理が求められることを十分認識した体制となっているか。</u></p> <p>③ <u>重要な外部委託先に対して、内部監査部門又はシステム監査人等による監査の実施や、委託先の内部統制に関する報告書を入手しているか。</u> <u>「委託先の内部統制に関する報告書」とは、例えば、日本公認会計士協会において公表しているIT委員会実務指針第7号「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」や、監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」等が考えられる。</u></p> <p>(5) <u>コンティンジェンシープラン</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>① <u>コンティンジェンシープランについて、計画に沿った手順書が整備されているか。また、重要な外部委託先も含めた緊急時体制が構築されているか。</u></p> <p>② <u>コンティンジェンシープランの策定に当たっては、以下のようなリスクを想定した十分なリスクシナリオとなっている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>サイバー攻撃</u> ・ <u>災害、パンデミック</u> ・ <u>システム障害</u> ・ <u>情報漏えい事案 等</u> <p>③ <u>定期的にデータのバックアップを取るなど、データがき損した場合に備えた措置を取っているか。</u></p> <p><u>IV-3-5-6 分別管理に係る留意事項</u></p> <p><u>金融商品取引業者が顧客から電子記録移転有価証券表示権利等の預託を受ける場合には、金商法第 43 条の 2 及び金商業等府令第 136 条第 1 項第 5 号又は第 6 号の規定に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。</u></p> <p><u>特に、下記IV-3-5-7のとおり、電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有及び移転の仕組みに関しては、流出リスクへの対応が求められることを踏まえれば、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p><u>(1) 金融商品取引業者が電子記録移転有価証券表示権利等を自己で管理する場合</u></p> <p>① <u>一度でもインターネットに接続したことのある電子機器等は、「常時インターネットに接続していない電子機器等」(金商業等府令第 136</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>条第1項第5号口)に該当しない。</p> <p>② 「同等の技術的安全管理措置」(金商業等府令第136条第1項第5号口)といえるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値を移転するために必要な秘密鍵その他の情報(以下「秘密鍵等」という。)が、署名時に限りインターネットに接続される電子機器等に記録して管理されているが、当該電子機器等に記録されている秘密鍵等が当該電子機器等から外部に一切移転せず当該電子機器等の中で署名を行うことができる技術的仕様となっており、かつ、当該秘密鍵等による署名が手動で行われることにより、その都度、取引内容の真正性が確認される場合などが考えられる。</p> <p>③ 「顧客の利便の確保及び金融商品取引業の円滑な遂行を図るために…必要な最小限度」(金商業等府令第136条第1項第5号及び第6号)といえるかどうかは、電子記録移転有価証券表示権利等の内容やその流通性を踏まえ、個別に検討する必要はあるが、例えば、以下のような場合には、秘密鍵等をインターネットに接続している電子機器等に記録して管理することは認められない。</p> <p>イ. 電子記録移転有価証券表示権利等が法人の議決権等の共益権を含む等しており、流出した場合に金銭的補償のみによって投資者の損害を回復することが困難である場合</p> <p>ロ. 権利等の移転に係る合意と同時に決済が執行されない等、移転の即時性が求められず、秘密鍵等をインターネットに接続している電子機器等に記録して管理する必要性が低い場合</p> <p>(2) 金融商品取引業者が電子記録移転有価証券表示権利等の管理を第三者</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>に委託する場合</u></p> <p><u>「自己で管理する場合と同等の顧客の保護が確保されていると合理的に認められる方法」に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、以下の点をいずれも満たしている場合などが考えられる。</u></p> <p>① <u>当該第三者において、上記（１）に規定する点を踏まえ、金商業等府令第 136 条第 1 項第 5 号口の措置が適切に講じられており、かつ、IV-3-5-7 に基づいて流出リスクへの必要な対応が適切に行われていること。</u></p> <p>② <u>委託者である金融商品取引業者において、上記Ⅲ-2-8（１）⑧及びIV-3-5-5（２）に記載のとおり、委託先管理が適切に行われること。</u></p> <p><u>IV-3-5-7 電子記録移転有価証券表示権利等の流出リスクへの対応に係る留意事項</u></p> <p><u>金融商品取引業者が顧客から電子記録移転有価証券表示権利等の預託を受ける場合には、受託した電子記録移転有価証券表示権利等に係る秘密鍵等が不正アクセス等により流出することによって、顧客に対して電子記録移転有価証券表示権利等の返還ができなくなるなど投資者保護が図られないおそれがある。このため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。</u></p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等に係る記録・移転等は、具体的には、ブロックチェーン等のネットワークを通じて行うことになるところ、同様の仕組みを用いた暗号資産においては、不正アクセス等により多額の受託</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>暗号資産が流出した事案も複数発生していることから、電子記録移転有価証券表示権利等の受託においても、上記流出リスクへの対応は最重要課題のひとつである。</u></p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等の預託を受ける金融商品取引業者において、上記流出リスクに対する適切な対応が図られているかを確認するに際しては、例えば、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 流出リスクの特定・評価</u></p> <p><u>① 取り扱う電子記録移転有価証券表示権利等ごとに、当該電子記録移転有価証券表示権利等の流出リスクを適切に特定・評価しているか。</u></p> <p><u>② 流出リスクの特定に当たっては、電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有及び移転の仕組みや当該電子記録移転有価証券表示権利等に使用される技術、社内のシステム・ネットワーク環境、受託した電子記録移転有価証券表示権利等に係る秘密鍵等の使用（署名）に至るオペレーション等の事情を勘案のうえ、想定され得る流出の場面（秘密鍵等の漏えい、盗難、不正利用、消失等を含むがこれに限られない。）を洗い出し、当該流出の原因となるリスク（サイバー攻撃のほか、事務処理ミス、内部不正、システムの不具合等を含むがこれに限らない。）を具体的に特定しているか。</u></p> <p><u>③ 特定した流出リスクの評価に当たっては、当該リスクが顕在化することによって生じ得る受託した電子記録移転有価証券表示権利等への影響その他顧客及び経営への影響等を具体的に分析し、評価しているか。また、定期的にはリスク評価を見直すほか、受託した電子記録移転有価証券表示権利等の管理に関し、重大な影響を及ぼし得る新たな事象が発生した場合には、必要に応じてリスク評価を見直すこととして</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>いるか。</p> <p>④ <u>新たな電子記録移転有価証券表示権利等の取扱いを開始する場合には、あらかじめ、当該電子記録移転有価証券表示権利等の分析を行い、流出リスクの観点から検証しているか。</u></p> <p>(2) <u>流出リスクの低減</u></p> <p><u>流出リスクの低減に際しては、流出の態様の変化や技術の進歩等を踏まえつつ、例えば、以下の点を含め、上記(1)で特定・評価された流出リスクに対して有効な低減措置を講じているか。</u></p> <p>① <u>受託した電子記録移転有価証券表示権利等を移転する場合には、あらかじめ社内規則等で定められた手続に従い、複数の担当者が関与する体制となっているか。</u></p> <p>② <u>権限者以外の者が使用(署名)できない方法で秘密鍵等を管理しているか。特にハードウェアや紙等の物理媒体で秘密鍵等を管理する場合には、施錠されたセキュリティルーム、金庫など権限者以外の者がアクセスすることができない環境で保管しているか。</u></p> <p>③ <u>受託する電子記録移転有価証券表示権利等の移転について、複数の秘密鍵等を用いた電子署名を必要とする等の適切な措置を講じているか。複数の秘密鍵等を用いる場合には、各秘密鍵等の保管場所を分けて管理しているか。</u></p> <p>④ <u>受託する電子記録移転有価証券表示権利等の移転に際して、当該電子記録移転有価証券表示権利等の移転に係る取引内容が真正であることを確認しているか。</u></p> <p>⑤ <u>秘密鍵等が紛失した場合に備え、バックアップを作成しているか。バックアップについても、上記②を踏まえ安全に管理しているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>⑥ <u>受託する電子記録移転有価証券表示権利等の移転の手続について内部監査の対象としているか。</u></p> <p>(3) <u>流出時の対応</u></p> <p>① <u>受託する電子記録移転有価証券表示権利等の流出を直ちに検知可能なシステム監視体制その他流出を直ちに検知するために必要な内部管理体制が整備されているか。</u></p> <p>② <u>受託する電子記録移転有価証券表示権利等の流出を検知した場合には、検知した内容について、経営陣に対して確実かつ速やかに伝達するための社内連絡体制が整備されているか。</u></p> <p>③ <u>受託する電子記録移転有価証券表示権利等の流出を検知した場合の対応について、流出時を想定したコンティンジェンシープランを策定の上、例えば、以下の措置を含む緊急時体制を構築しているか。</u></p> <p>イ. <u>二次被害を防止するために必要な措置</u></p> <p><u>(注) 例えば、インターネットと接続した環境で秘密鍵等を保管している場合には、当該秘密鍵等を直ちにインターネットから隔離すること、当該秘密鍵等で管理される電子記録移転有価証券表示権利等を直ちにインターネットに接続されていない環境に移転させること、他の電子記録移転有価証券表示権利等に影響がないか確認することなど、流出の状況や保管している電子記録移転有価証券表示権利等の特性などに応じ、対応を検討する必要がある。</u></p> <p>ロ. <u>被害にあった利用者への対応（相談窓口の設置等を含む。）</u></p> <p><u>(注) 利用者への被害回復にあたっては、金商業等府令第 70 条の 2 第 5 項に規定する債務の履行に関する方針に従った対応が求め</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>られることに留意する。</u></p> <p><u>ハ. 当局及び外部委託先等を含む関係者への報告・連携</u></p> <p><u>ニ. 速やかな原因分析及び新たなリスク低減措置の検討・実施</u></p> <p><u>(注) 原因分析を迅速に行うためには、関連するサーバー等の証拠保全を適切に行うこと、事象の追跡に十分な情報を含むアクセスログなどを記録しておくことが必要である点に留意すること。</u></p> <p><u>IV-3-5-8 電子記録移転権利の発行者に対する審査態勢の整備</u></p> <p><u>(1) 引受け等の審査に係る留意事項</u></p> <p><u>電子記録移転権利は、様々な権利を表章することが可能であるし、その仕組み上、高い流通性を有する可能性がある。他方で、流通性が高まる場合、発行者と投資者との間に情報の非対称性が生じやすくなることから、発行者において開示規制に基づく義務が適切に履行される必要がある。また、開示内容の正確性を担保し、詐欺的な事案等を抑止するためには、第三者による発行者の事業・財務状況等の審査の仕組みを適切に整備していく必要がある。</u></p> <p><u>このため、金融商品取引業者が行う電子記録移転権利の引受け等においては、法令や自主規制機関の策定する自主規制規則を踏まえ、発行者に対する審査を的確に行うための態勢を適切に整備しているか、例えば、以下の点について検証を行うものとする。</u></p> <p><u>① 発行者の事業・財務状況、電子記録移転権利の売買その他の取引に利用されるブロックチェーン等のネットワークその他引受け等の適否の判断に資する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。</u></p> <p>② <u>複数の金融商品取引業者が共同して引受け等を行う場合においても、他の金融商品取引業者の審査に依存し、自らは審査を行わないこととしていないか。</u></p> <p>③ <u>審査を行う部署の営業部門からの独立性が、機能・効果の面から適正に確保されるなど、審査を適切に行うための体制整備が図られているか。</u></p> <p>④ <u>引受け等を行うに当たり、社内の他の部署との利益相反を検証・評価する機能を有しているか。また、それにより、利益相反となる状態を適切に防止するための態勢が整備されているか。</u></p> <p>⑤ <u>著しく不相当と認められる数量、価格その他の条件により引受け等を行うことを防止するために、価格の算定方法等に関する適切な規程が整備されるとともに、引受け等の条件を適切に決定するための態勢整備が図られているか。</u></p> <p>(2) <u>反社会的勢力関係発行者に係る留意事項</u></p> <p><u>反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係のあるものによる電子記録移転権利の流通を未然に防止する観点から、電子記録移転権利を取り扱う金融商品取引業者においては、関係当局や自主規制機関等との連携の下、その事実を適切に把握するとともに、場合によっては引受け等を行わないこととするなどの対応を行うことが望まれる。</u></p> <p><u>IV-3-5-9 暗号資産による出資金等に係る分別管理</u></p> <p><u>金融商品取引業者が、電子記録移転権利に該当する集団投資スキーム</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>IV-3-5 協会未加入業者に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（IV-3-5において「協会未加入業者」という。）は、金融商品取引業協会の定款その他の規則（以下「協会規則」という。）に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</p> <p>②、③ （略）</p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-1 登録</p> <p>(1)、(2) （略）</p> <p>(3) 業務の内容及び方法を記載した書類</p>	<p><u>（ファンド）の持分に係る権利の売買等を行う場合、金商法第 40 条の 3 及び金商業等府令第 125 条に基づき、出資又は拠出された金銭が、当該出資又は拠出された金銭を充てて事業を行う者の固有財産等と分別して管理されていない。</u></p> <p><u>また、暗号資産が出資又は拠出される場合には、当該暗号資産が、暗号資産交換業者や信託会社等への管理の委託により適切に管理されなければならない。金融商品取引業者においては、委託先となる暗号資産交換業者や信託会社等の流出リスクの低減のための態勢等について適切に確認が行われているか監督するものとする。</u></p> <p>IV-3-6 協会未加入業者に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（IV-3-6において「協会未加入業者」という。）は、金融商品取引業協会の定款その他の規則（以下「協会規則」という。）に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</p> <p>②、③ （略）</p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-1 登録</p> <p>(1)、(2) （略）</p> <p>(3) 業務の内容及び方法を記載した書類等</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>① 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引及び有価証券関連店頭デリバティブ取引を取扱う場合は、業務の内容及び方法を記載した書類において、業として行うデリバティブ取引の種類欄にその旨が明確に記載されていることを確認するものとする。</p> <p>② 電子取引基盤運営業者が、金商法第40条の7第2項に基づく公表に関し、公表業務を外部委託する場合には、金商業等府令第8条第6号ト(8)「法第四十条の七第二項に基づく公表を行う方法」において、その旨及び外部委託先が記載されていることを確認するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>① 個人向けの通貨関連店頭デリバティブ取引及び有価証券関連店頭デリバティブ取引を取扱う場合は、業務の内容及び方法を記載した書類において、業として行うデリバティブ取引の種類欄にその旨が明確に記載されていることを確認するものとする。</p> <p>② 電子取引基盤運営業者が、金商法第40条の7第2項に基づく公表に関し、公表業務を外部委託する場合には、金商業等府令第8条第6号ト(8)「法第四十条の七第二項に基づく公表を行う方法」において、その旨及び外部委託先が記載されていることを確認するものとする。</p> <p>③ <u>暗号資産関連店頭デリバティブ取引を取扱う場合は、金商業等府令第9条第10号に基づき、暗号資産及び金融指標の概要を説明した書類(③において「概要説明書」という。)を登録申請書に添付することが求められるが、添付すべき概要説明書の内容は、金融商品取引業協会が別に公表する様式等に準拠するものとする。</u></p> <p><u>(注) 概要説明書は、新たに暗号資産関連店頭デリバティブ取引の対象とする暗号資産等を事前に届け出る際においても必要となることに留意する。</u></p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>(5) 金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項 登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p> <p>① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はIV-3-</p>	<p>(5) 金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項 登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p> <p>① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はIV-3-</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>5</u>に準じた監督上の対応がとられること。</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>IV-4-2 承認及び届出等</p> <p>IV-4-2-1 (略)</p> <p>IV-4-2-2 承認</p> <p>金商法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p><u>(1)</u> 当該業務が関係する法令に抵触するものとなっていないか。</p> <p><u>(2)</u> 当該業務に係る損失の危険相当額の算定方法が妥当と認められるものであり、算定された損失の危険相当額が承認を申請する金融商品取引業者の自己資本規制比率に適切に反映されることとなっているか。</p> <p><u>(3)</u> 当該業務の損失の危険相当額の算定及び管理を行う部署が営業部門から独立しているか。</p> <p><u>(4)</u> 顧客との契約締結等を伴う業務については、当該契約締結等に当たって投資者保護に必要な方策等が具体的に整備されているか。</p> <p><u>(5)</u> 当該業務に係る社内規則が整備されているか。</p> <p><u>(6)</u> 申請する金融商品取引業者の自己資本規制比率が140%以上となっているか。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>6</u>に準じた監督上の対応がとられること。</p> <p>② (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>IV-4-2 承認及び届出等</p> <p>IV-4-2-1 (略)</p> <p>IV-4-2-2 承認</p> <p><u>(1)</u> 金商法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>① 当該業務が関係する法令に抵触するものとなっていないか。</p> <p>② 当該業務に係る損失の危険相当額の算定方法が妥当と認められるものであり、算定された損失の危険相当額が承認を申請する金融商品取引業者の自己資本規制比率に適切に反映されることとなっているか。</p> <p>③ 当該業務の損失の危険相当額の算定及び管理を行う部署が営業部門から独立しているか。</p> <p>④ 顧客との契約締結等を伴う業務については、当該契約締結等に当たって投資者保護に必要な方策等が具体的に整備されているか。</p> <p>⑤ 当該業務に係る社内規則が整備されているか。</p> <p>⑥ 申請する金融商品取引業者の自己資本規制比率が140%以上となっているか。</p> <p><u>(2)</u> 暗号資産の預託等に係る留意事項</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>金商法第2条の2に基づき、暗号資産は、有価証券の売買に係る金銭とみなされるが、金融商品取引業者が有価証券の売買に関連して、顧客から暗号資産の預託等を受ける場合であっても、金融商品取引業に付随する業務とはいえないときは、金商法第35条第4項の規定に基づくその他業務の承認を要する点に留意する。</u></p>
IV-4-2-3~IV-4-2-4 (略)	IV-4-2-3~IV-4-2-4 (略)
IV-4-3~IV-4-5 (略)	IV-4-3~IV-4-5 (略)
IV-5~IV-8 (略)	IV-5~IV-8 (略)
V. 監督上の評価項目と諸手続 (第二種金融商品取引業)	V. 監督上の評価項目と諸手続 (第二種金融商品取引業)
V-1 経営管理 (第二種金融商品取引業) (略)	V-1 経営管理 (第二種金融商品取引業) (略)
V-2 業務の適切性 (第二種金融商品取引業)	V-2 業務の適切性 (第二種金融商品取引業)
V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性	V-2-1 みなし有価証券販売業等に係る業務の適切性
V-2-1-1~V-2-1-3 (略)	V-2-1-1~V-2-1-3 (略)
(新設)	<p><u>V-2-1-4 暗号資産による出資金等に係る分別管理</u></p> <p><u>みなし有価証券販売業者等が、集団投資スキーム(ファンド)の持分に係る権利の売買等を行う場合、金商法第40条の3及び金商業等府令第125</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>条に基づき、出資又は拠出された金銭が、当該出資又は拠出された金銭を充てて事業を行う者の固有財産等と分別して管理されていなければならない。</u></p> <p><u>また、暗号資産が出資又は拠出される場合には、当該暗号資産が、暗号資産交換業者や信託会社等への管理の委託により適切に管理されなければならない。みなし有価証券販売業者等においては、委託先となる暗号資産交換業者や信託会社等の流出リスクの低減のための態勢等について適切に確認が行われているか監督するものとする。</u></p>
V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性 (略)	V-2-2 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性 (略)
<p>V-2-3 みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性</p> <p>みなし第二種金融商品取引業については、適格投資家を相手方として行う私募の取扱いであって、有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして定められていることから、顧客の属性等の管理が重要となる。</p> <p>このため、みなし第二種金融商品取引業については、以下の点に留意して顧客属性等の管理を行っているかを確認するものとする。</p>	<p>V-2-3 みなし第二種金融商品取引業に係る業務の適切性</p> <p>みなし第二種金融商品取引業については、適格投資家を相手方として行う私募の取扱いであって、有価証券がその取得者から適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして定められていることから、顧客の属性等の管理が重要となる。</p> <p>このため、みなし第二種金融商品取引業については、以下の点に留意して顧客属性等の管理を行っているかを確認するものとする。</p>
(新設)	<p><u>(1) 電子記録移転有価証券表示権利等の私募の取扱いの場合</u></p> <p><u>① 顧客が適格投資家であることを確認しているか。</u></p> <p><u>② 取得勧誘が私募の範囲に留まることを確認しているか。</u></p> <p><u>③ 確認内容についての社内記録の作成及び保存を行っているか。</u></p> <p><u>④ 私募の取扱いの対象となる電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値について、適格投資家以外の者に移転することができ</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>① 顧客が適格投資家であることを確認しているか。</p> <p>② 取得勧誘が私募の範囲に留まることを確認しているか。</p> <p>③ 確認内容についての社内記録の作成及び保存を行っているか。</p> <p>④ 金商業等府令第16条の5各号に掲げる事項が有価証券の譲渡に係る契約に定められていることを確認しているか。</p> <p>⑤ 上記④の契約内容の履行状況を確認しているか。</p> <p>⑥ 上記①から⑤までの実施状況を内部監査等により検証することとしているか。</p> <p>⑦ 上記①から⑥までの手続を社内規程として定めているか。</p> <p>V-2-4 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性</p>	<p><u>ないようにする技術的措置が講じられているか。</u></p> <p><u>(注) 適格投資家以外の者に移転することができないようにする技術的措置としては、例えば、電子記録移転有価証券表示権利等を表示する財産的価値の譲渡につき発行者又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者の事前承諾が要件とされており、かつ、当該承諾を行う者において、あらかじめ譲受人が適格投資家であることが適切に確認されない限り、譲渡の効力が生じないような措置等が考えられる。</u></p> <p>⑤ <u>上記④の措置の実効性を確認しているか。</u></p> <p>⑥ <u>上記①から⑤までの実施状況を内部監査等により検証することとしているか。</u></p> <p>⑦ <u>上記①から⑥までの手続を社内規程として定めているか。</u></p> <p>(2) (1) 以外の場合</p> <p>① 顧客が適格投資家であることを確認しているか。</p> <p>② 取得勧誘が私募の範囲に留まることを確認しているか。</p> <p>③ 確認内容についての社内記録の作成及び保存を行っているか。</p> <p>④ 金商業等府令第16条の5各号に掲げる事項が有価証券の譲渡に係る契約に定められていることを確認しているか。</p> <p>⑤ 上記④の契約内容の履行状況を確認しているか。</p> <p>⑥ 上記①から⑤までの実施状況を内部監査等により検証することとしているか。</p> <p>⑦ 上記①から⑥までの手続を社内規程として定めているか。</p> <p>V-2-4 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>V-2-5 <u>電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者に係る業務の適切性</u></p> <p>(1) <u>電子記録移転有価証券表示権利等を取り扱う金融商品取引業者については、電子記録移転有価証券表示権利等の設計の自由度の高さやその流通性に鑑みて、投資者保護の観点から適切に態勢整備を行うことが求められる。当該業者に対しては、V-2-1又はV-2-3に加え、IV-3-5を準用して監督するものとする。</u></p> <p><u>(注) 金融商品取引業者が電子募集取扱業務を行う場合にあっては、V-2-4もあわせて参照する。</u></p> <p>(2) <u>金融商品取引業者による募集の取扱い等が可能である、定義府令第9条の2に基づいて電子記録移転権利から除かれる電子記録移転有価証券表示権利等（以下「適用除外電子記録移転権利」という。）は、保有者が定義府令第9条の2に規定する要件を満たす必要がある。このため、保有者となる顧客属性の管理やその権利等の譲渡の仕組みが重要であるところ、特に、金融商品取引業者が以下の点に留意して顧客属性の管理等を行っているかを確認するものとする。</u></p> <p>① <u>適用除外電子記録移転権利の発行又は移転に際して、あらかじめ、発行者又はその取扱いを行う金融商品取引業者において、当該権利等を保有しようとする者が定義府令第9条の2第1項第1号に規定する要件を満たす者であるかを確認しているか。</u></p> <p>② <u>適用除外電子記録移転権利に係る財産的価値の移転について、その</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>V-2-5 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合 破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下V-2-5において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第56条の2第1項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</p>	<p><u>都度、当該権利を有する者からの申出及び当該権利の発行者の承諾が必要な技術的措置がとられていることを確認しているか。なお、契約等において権利等の移転の申込みが発行者に到達した場合に承諾があったものとみなされることとされている場合や、譲渡契約の成立をもって自動的に発行者の承諾があったものと扱われる仕組みを用いる場合等は、当該要件を満たしているとはいえないことに留意する。</u></p> <p><u>③ 確認内容についての社内記録の作成及び保存を行っているか。</u></p> <p><u>④ 上記①及び②の措置の実効性を確認しているか。</u></p> <p><u>⑤ 上記①から④までの実施状況を内部監査等により検証することとしているか。</u></p> <p><u>⑥ 上記①から⑤までの手続を社内規程として定めているか。</u></p> <p>V-2-6 継続性の問題に係る情報に接した場合の対応について</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 親会社等による破産等手続開始の申立ての情報を把握した場合 破産等手続開始の申立てにより金融商品取引業者の経営に重大な影響を与え得る者（以下V-2-6において「親会社等」という。）が破産等手続開始の申立てを行った場合は、当該金融商品取引業者に対する金商法第56条の2第1項に基づく報告徴求命令を通じて、当該親会社等の直近の状況を踏まえた財務の状況、親会社等との間の取引関係、顧客との契約の状況（顧客からの預り金がある場合にはその具体的な内容）及び業務の継続に関する方針等を速やかに把握するものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(4)～(6) (略)</p> <p>V-2-6 協会未加入業者に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（個人である場合を除く。V-2-6において「協会未加入業者」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3-1 登録</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項 登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者（個人である場合を除く。）に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p> <p>① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はV-2-6に準じた監督上の対応がとられること。</p>	<p>(4)～(6) (略)</p> <p>V-2-7 協会未加入業者に関する監督上の留意点</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（個人である場合を除く。V-2-7において「協会未加入業者」という。）は、協会規則に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。</p> <p>②、③ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>V-3 諸手続（第二種金融商品取引業）</p> <p>V-3-1 登録</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項 登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。</p> <p>① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はV-2-7に準じた監督上の対応がとられること。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>② (略)</p> <p>V-3-2~V-3-4 (略)</p> <p>VI. 監督上の評価項目と諸手続 (投資運用業)</p> <p>VI-1 経営管理 (投資運用業) (略)</p> <p>VI-2 業務の適切性 (投資運用業)</p> <p>VI-2-1~VI-2-8 (略)</p> <p>VI-2-9 その他留意事項</p> <p>VI-2-9-1~VI-2-9-3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>② (略)</p> <p>V-3-2~V-3-4 (略)</p> <p>VI. 監督上の評価項目と諸手続 (投資運用業)</p> <p>VI-1 経営管理 (投資運用業) (略)</p> <p>VI-2 業務の適切性 (投資運用業)</p> <p>VI-2-1~VI-2-8 (略)</p> <p>VI-2-9 その他留意事項</p> <p>VI-2-9-1~VI-2-9-3 (略)</p> <p><u>VI-2-9-4 分別管理等に関する留意事項</u></p> <p>(1) <u>暗号資産の管理等に係る留意事項</u></p> <p><u>投資運用業において暗号資産を運用財産として管理する場合には、金商法第42条の4及び金商業等府令第132条第1項が準用する同第125条第2号ニに基づき、暗号資産に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。また、運用財産たる暗号資産が不正アクセス等により流出すれば、投資者保護が図られないおそれがあるため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢 (業容に応じた内</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>部監査態勢を含む。）の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。</u></p> <p><u>かかる管理の状況については、V-2-1-4を準用して監督するものとする。</u></p> <p><u>(2) 電子記録移転有価証券表示権利等の管理等に係る留意事項</u></p> <p><u>投資運用業において電子記録移転有価証券表示権利等を運用財産として管理する場合には、金商法第42条の4及び金商業等府令第132条第2項第5号又は第6号並びに金商法第43条の2及び金商業等府令第136条第1項第5号又は第6号に基づき、電子記録移転有価証券表示権利等に係る分別管理についての適切な取扱いが確保される必要がある。また、運用財産たる電子記録移転有価証券表示権利等が不正アクセス等により流出すれば、投資者保護が図られないおそれがあるため、平時より、分別管理やシステムリスク管理等の内部管理態勢（業容に応じた内部監査態勢を含む。）の構築を通じて、かかる流出リスクに対して適切に対応することが求められる。</u></p> <p><u>かかる管理の状況については、IV-3-5-6及びIV-3-5-7を準用して監督するものとする。</u></p>
VI-2-10 (略)	VI-2-10 (略)
VI-3 諸手続（投資運用業） (略)	VI-3 諸手続（投資運用業） (略)
VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業） (略)	VII. 監督上の評価項目と諸手続（投資助言・代理業） (略)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p> <p>VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、III-2（III-2-3-4（2）、III-2-6（1）③及び⑤、III-2-8（3）並びにIII-2-9を除く。）、IV-1-3、IV-3-1（IV-3-1-2（1）、IV-3-1-4（4）及びIV-3-1-5を除く。）、IV-3-2-3（4）、IV-3-3（IV-3-3-1（1）から（3）まで、IV-3-3-2（4）③から⑧まで、IV-3-3-4（1）及び（2）並びにIV-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、IV-3-4（IV-3-4-4を除く。）、V-2-4（V-2-4-4を除く。）、VI-2（VI-2-2-1（1）⑦から⑨まで及びVI-2-2-5（2）（3）を除く。）及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2（6）③イ及び口の理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>VIII-2 諸手続（登録金融機関） （略）</p> <p>IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</p> <p>IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p>	<p>VIII. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関）</p> <p>VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）</p> <p>登録金融機関の業務の適切性については、III-2（III-2-3-4（2）、III-2-6（1）③及び⑤、III-2-8（3）並びにIII-2-9を除く。）、IV-1-3、IV-3-1（IV-3-1-2（1）、IV-3-1-4（4）及びIV-3-1-5を除く。）、IV-3-2-3（4）、IV-3-3（IV-3-3-1（1）、（2）及び（4）、IV-3-3-2（4）③から⑧まで、IV-3-3-4（1）及び（2）並びにIV-3-3-5を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、IV-3-4（IV-3-4-4を除く。）、<u>IV-3-5</u>、<u>V-2-4</u>（V-2-4-4を除く。）、<u>V-2-5</u>、VI-2（VI-2-2-1（1）⑦から⑨まで及びVI-2-2-5（2）（3）を除く。）及びVII-2に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、金融商品仲介業務については、IV-3-1-2（6）③イ及び口の理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>VIII-2 諸手続（登録金融機関） （略）</p> <p>IX. 監督上の評価項目と諸手続（適格機関投資家等特例業務等）</p> <p>IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者（適格機関投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業者（特例投資運用業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－１、Ⅲ－２－５－２、Ⅲ－２－５－３、Ⅲ－２－７からⅢ－２－１０まで及びⅢ－２－１２を除く。）、Ⅲ－３－３、Ⅲ－３－４、Ⅴ－２－１－１、Ⅴ－２－<u>５</u>（（５）を除く。）並びにⅥ－２－５からⅥ－２－７までの各規定に準ずるほか、以下の点にも留意して検証することとする。</p> <p>Ⅸ－１－１ 勧誘・説明態勢</p> <p>（１）主な着眼点</p> <p>① （略）</p> <p>② 適合性原則</p> <p>適格機関投資家等特例業者等は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。</p> <p>そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証することとする。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>適格機関投資家等特例業者等（適格機関投資家等特例業者（適格機関投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。）又は特例投資運用業者（特例投資運用業務を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の業務の適切性に関しては、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－１、Ⅲ－２－５－２、Ⅲ－２－５－３、Ⅲ－２－７からⅢ－２－１０まで及びⅢ－２－１２を除く。）、Ⅲ－３－３、Ⅲ－３－４、Ⅴ－２－１－１、Ⅴ－２－<u>６</u>（（５）を除く。）並びにⅥ－２－５からⅥ－２－７までの各規定に準ずるほか、以下の点にも留意して検証することとする。</p> <p>Ⅸ－１－１ 勧誘・説明態勢</p> <p>（１）主な着眼点</p> <p>① （略）</p> <p>② 適合性原則</p> <p>適格機関投資家等特例業者等は、金商法第40条の規定に基づき、顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する必要がある。</p> <p>そのため、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理態勢を確立することが重要であり、例えば以下のような点に留意して検証することとする。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p><u>二. 電子記録移転有価証券表示権利等の勧誘に係る留意事項</u></p> <p><u>電子記録移転有価証券表示権利等の勧誘に関して、次に掲げる事項について留意しているか。</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>③ 顧客に対する説明態勢 イ～ト (略) (新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>IX-1-2 実態把握 (略)</p> <p>IX-2 諸手続 (略)</p> <p>X. 監督上の評価項目と諸手続 (外国証券業者等)</p>	<p><u>a. 電子記録移転有価証券表示権利等に利用されるブロックチェーン等のネットワークに係るリスクについて、その重要性に鑑みて、必要に応じて専門家による検証を経る等、適切な審査が継続的に実施されているか。</u></p> <p><u>b. 電子記録移転有価証券表示権利等の売買その他の取引を行うにあたっては、顧客の投資経験や財産の状況のみならず、電子記録移転有価証券表示権利等に係る保有や移転の仕組み、これに起因するリスクに関する理解度、同様の仕組みを用いた商品の取引経験等についても考慮しているか。</u></p> <p>③ 顧客に対する説明態勢 イ～ト (略)</p> <p><u>チ. 電子記録移転有価証券表示権利等の仕組みに関し、権利の保有及び移転の方法等（権利移転に係る合意の成立、決済、対抗要件の具備の方法等を含むがこれらに限られない。）について、通常の有価証券とは異なるリスク等が存在する場合にはこれを適切に説明しているか。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>IX-1-2 実態把握 (略)</p> <p>IX-2 諸手続 (略)</p> <p>X. 監督上の評価項目と諸手続 (外国証券業者等)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>X-1 (略)</p> <p>X-2 業務の適切性</p> <p>X-2-1 (略)</p> <p>X-2-2 業務の適切性（電子店頭デリバティブ取引等許可業者）</p> <p>(1) 外国の法令に準拠し、外国において店頭デリバティブ取引等を業として行う者であって、当局の許可を得て電子店頭デリバティブ取引等業務（金商法第60条の14第1項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行うもの（以下「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」という。）の業務の適切性については、Ⅲ-2-1（（1）⑤を除く。）、Ⅲ-2-4、Ⅲ-2-5（Ⅲ-2-5-2及びⅢ-2-5-3を除く。）、Ⅲ-2-6、Ⅲ-2-7、Ⅲ-2-8、Ⅲ-2-9、Ⅲ-2-11、Ⅳ-3-1-1、Ⅳ-3-1-5、Ⅳ-3-1-6、Ⅳ-3-3-4 <u>(3)</u> に準じて検証することとする。なお、電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、基本的に海外当局の監督下にあることを踏まえ、実質的に国内で求められるものと同等の業務運営がなされていると認められる場合には、具体的な業務運営の方法は問わないことに留意する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>X-3 諸手続 (略)</p>	<p>X-1 (略)</p> <p>X-2 業務の適切性</p> <p>X-2-1 (略)</p> <p>X-2-2 業務の適切性（電子店頭デリバティブ取引等許可業者）</p> <p>(1) 外国の法令に準拠し、外国において店頭デリバティブ取引等を業として行う者であって、当局の許可を得て電子店頭デリバティブ取引等業務（金商法第60条の14第1項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行うもの（以下「電子店頭デリバティブ取引等許可業者」という。）の業務の適切性については、Ⅲ-2-1（（1）⑤を除く。）、Ⅲ-2-4、Ⅲ-2-5（Ⅲ-2-5-2及びⅢ-2-5-3を除く。）、Ⅲ-2-6、Ⅲ-2-7、Ⅲ-2-8、Ⅲ-2-9、Ⅲ-2-11、Ⅳ-3-1-1、Ⅳ-3-1-5、Ⅳ-3-1-6、Ⅳ-3-3-4 <u>(4)</u> に準じて検証することとする。なお、電子店頭デリバティブ取引等許可業者は、基本的に海外当局の監督下にあることを踏まえ、実質的に国内で求められるものと同等の業務運営がなされていると認められる場合には、具体的な業務運営の方法は問わないことに留意する。</p> <p>(2)、(3) (略)</p> <p>X-3 諸手続 (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</p> <p>XI-1 業務の適切性（金融商品仲介業者）</p> <p>金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3及びⅢ-2-6を除く。）、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（2）、Ⅳ-3-1-3（1）及び（2）並びにⅣ-3-1-6を除く。）並びにⅣ-3-3-2（3）及び（6）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>なお、Ⅳ-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>（1）、（2） （略）</p>	<p>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</p> <p>XI-1 業務の適切性（金融商品仲介業者）</p> <p>金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3及びⅢ-2-6を除く。）、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（2）、Ⅳ-3-1-3（1）及び（2）並びにⅣ-3-1-6を除く。）<u>、Ⅳ-3-3-2（3）及び（6）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）並びにⅣ-3-5-2</u>に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>なお、Ⅳ-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p> <p>（1）、（2） （略）</p>